

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月10日

【四半期会計期間】 第58期第3四半期(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)

【会社名】 株式会社バロー

【英訳名】 VALOR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572)20-0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務本部長兼財務部長兼情報システム部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益 (百万円)	340,230	356,566	454,180
経常利益 (百万円)	11,345	12,571	15,311
四半期(当期)純利益 (百万円)	6,676	7,568	9,162
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,807	7,729	9,202
純資産額 (百万円)	80,656	89,194	82,949
総資産額 (百万円)	235,675	250,799	235,131
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	129.65	146.97	177.95
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	129.54	146.89	177.81
自己資本比率 (%)	34.0	35.3	35.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	17,270	22,142	19,198
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	18,610	13,707	23,746
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,877	3,828	5,983
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	19,339	21,720	17,055

回次	第57期 第3四半期 連結会計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	52.22	56.09

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。

2 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

持株会社体制への移行

当社は、平成26年11月5日開催の取締役会において、平成27年10月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方式により持株会社体制へ移行すること、及び平成27年4月上旬（予定）に分割準備会社として当社100%出資の子会社（以下「分割準備会社」とします。）を設立することを決議いたしました。

また、当社は、平成27年10月1日付で「株式会社パローホールディングス」（予定）に商号を変更し、引き続き持株会社として上場を維持する予定です。なお、かかる会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更につきましては、平成27年6月下旬に開催予定の当社定時株主総会決議による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可が得られることを条件に実施いたします。

1. 持株会社体制への移行目的

当社は、製造から流通・販売までを一貫して担う「製造小売業」としてのビジネスモデル構築に向け、小売事業から派生した物流事業、食品製造業、アグリ事業などの多様な事業を創出し、各々の自律性を重視しながら、企業規模を拡大してまいりました。しかし近年、国内市場の縮小、調達・建築コストの上昇及び人材確保難、業態間競争や業界再編の進展など、当社を取り巻く経営環境は急速に変化し、今後より一層厳しさを増すと見られます。

このような環境下において、当社が持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図るためには、全体最適を鑑み、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社が持株会社体制へ移行する目的は以下の通りです。

(1) グループ戦略の構築・遂行

持株会社がグループ戦略機能を担い、経営資源を最適配分することによって、戦略遂行度の向上を図ります。

(2) 管理機能集約による効率化

資金調達の一元化や情報システムの共通化など、各事業会社の管理機能を集約することによって効率化を図ります。

(3) 個別事業の成長

各事業会社においては個別の事業活動へ注力し、その成長を加速させます。中核のスーパーマーケット事業に加え、特に、中部薬品株式会社が展開するドラッグストア事業と持株会社体制へ移行後に会社分割されるホームセンター事業の出店を加速し、当社の安定成長を担う主要事業へ成長させます。

(4) ガバナンスの強化

各事業会社の責任及び権限を明確にするとともに、持株会社が業務執行に対する監督機能を担い、ガバナンスを強化します。

(5) 人材育成

今後の成長を支える人材を各事業会社の経営幹部として配し、経営人材として育成します。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 移行方式

当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、スーパーマーケット事業、ホームセンター事業・ペットショップ事業をそれぞれ当社が100%出資する子会社（分割準備会社）2社に承継させる予定です。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(2) 会社分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成26年11月5日
分割準備会社の設立	平成27年4月上旬（予定）
吸収分割契約承認取締役会	平成27年5月上旬（予定）
吸収分割契約締結	平成27年5月上旬（予定）
吸収分割契約承認時株主総会	平成27年6月下旬（予定）
吸収分割の効力発生日	平成27年10月1日（予定）

3. 持株会社体制移行にあたり設立する分割準備会社の概要

(1)名称	株式会社スーパーマーケットパロー分割準備会社
(2)所在地	岐阜県多治見市
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田代 正美
(4)事業内容	スーパーマーケット事業
(5)資本金	10百万円
(6)設立年月日	平成27年4月上旬（予定）
(7)発行済株式数	200株
(8)決算期	3月31日
(9)大株主及び持株比率	株式会社パロー 100%
(10)当事会社間の関係等	資本関係 当社100%出資の子会社として設立される予定です。
	人的関係 当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
	取引関係 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(1)名称	株式会社ホームセンターパロー分割準備会社
(2)所在地	岐阜県多治見市
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田代 正美
(4)事業内容	ホームセンター事業及びペットショップ事業
(5)資本金	10百万円
(6)設立年月日	平成27年4月上旬（予定）
(7)発行済株式数	200株
(8)決算期	3月31日
(9)大株主及び持株比率	株式会社パロー 100%
(10)当事会社間の関係等	資本関係 当社100%出資の子会社として設立される予定です。
	人的関係 当社より取締役及び監査役を派遣する予定です。
	取引関係 営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

4. 当該事象の連結財務諸表に与える影響額

当該事象の連結財務諸表に与える影響額は未定です。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策への期待による株式市場の好況や円安を背景に、製造業等を中心に景気回復の傾向があるものの、海外経済の減速・停滞などから、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

また、小売業界におきましては、消費税の増税前の駆け込み需要の反動減や業態を超えた競争の激化等により厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループでは積極出店による事業規模の拡大を図ると共に、お客様のニーズにお応えする商品提案、従業員教育によるサービスレベルの向上等により、店舗における営業力の強化を進めてまいりました。

なお、グループ全体の店舗数は、当第3四半期末現在で646店舗となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は前年同四半期比4.8%増の3,565億66百万円となりました。また、営業利益は前年同四半期比10.9%増の116億78百万円に、経常利益は前年同四半期比10.8%増の125億71百万円に、四半期純利益は前年同四半期比13.4%増の75億68百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<スーパーマーケット(SM)事業>

SM事業の営業収益は2,437億3百万円（前年同四半期比3.6%増）、営業利益は77億40百万円（前年同四半期比24.2%増）となりました。

基幹事業であるSM事業につきましては、引き続き業容の拡大と営業力強化の両面に注力いたしました。店舗につきましては、パローにおいて12店舗、食鮮館タイヨーにおいて2店舗を出店し、当第3四半期末現在のSM店舗数はグループ合計で265店舗となりました。

商品政策では、個々のお客様のニーズに対応すべく品揃えの充実を推進してまいりました。また、10月に稼働を開始した精肉加工を行う「静岡プロセスセンター」とともに、既存の精肉・青果のプロセスセンターの稼働率の向上等により、生鮮品の品揃えの強化と店舗業務の軽減に努めました。

SMパロー既存店の売上高は、前年同四半期比で1.5%減少いたしました。前期から本年にかけて開店した店舗の寄与等により、事業全体では増収を確保いたしました。

<ホームセンター(HC)事業>

HC事業の営業収益は359億39百万円（前年同四半期比3.2%増）、営業利益は18億83百万円（前年同四半期比2.1%増）となりました。

同事業につきましては、一部の商品において消費税増税の影響があったものの、季節商品の積極的な提案や専門性の強化、品揃えの充実を進めて参りました。

HCパロー既存店の売上高は、前年同四半期比で0.7%増加し、増収増益となりました。

また、9月には三重県松阪市に「ホームセンターパロー松阪店」を出店し、当第3四半期末現在の店舗数は36店舗となりました。

<ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業の営業収益は600億88百万円（前年同四半期比11.0%増）、営業利益は12億24百万円（前年同四半期比13.1%減）となりました。

同事業につきましては、化粧品など高額品を中心に消費税増税の影響があったものの、既存店の売上高は前年同四半期比で2.9%増と回復いたしました。また、低価格戦略を推進する積極的な販売促進企画や積極的な出店政策により増収を確保しました。

同事業においては27店舗を新たに開店し、当第3四半期末現在の店舗数は268店舗となりました。

<スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業の営業収益は69億40百万円（前年同四半期比3.7%増）、営業利益は3億16百万円（前年同四半期比13.0%増）となりました。

同事業につきましては、会員数の増加により増収増益となりました。また、4月に愛知県名古屋市中区に「女性専用フィットネスクラブLALLA栄」、9月には兵庫県神戸市に「アクトスWill_G 大久保インター」、10月には岐阜県大垣市に「アクトスWill_G 大垣東」を出店し、当第3四半期末現在の店舗数は57店舗となりました。

<流通関連事業>

流通関連事業の営業収益は59億31百万円（前年同四半期比9.9%増）、営業利益は25億89百万円（前年同四半期比10.7%増）となりました。

流通事業に関連するその他のグループ企業では、流通事業の規模拡大に的確に対応するためのインフラ整備や、サービスレベルの維持向上を図ってまいりました。

<その他の事業>

その他の事業の営業収益は39億63百万円（前年同四半期比0.3%減）、営業利益は3億32百万円（前年同四半期比9.9%増）となりました。

その他の事業につきましては、ペットショップ事業、衣料品等の販売業及び保険代理店等であります。ペットショップ事業において出店及び退店はなく、当第3四半期末現在の店舗数は17店舗であります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ156億68百万円増加し、2,507億99百万円となりました。これは主に現金及び預金47億51百万円、棚卸資産64億円及び有形固定資産80億13百万円の増加によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ94億22百万円増加し、1,616億4百万円となりました。これは主に、買掛金67億76百万円及び未払消費税等24億38百万円の増加によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ62億45百万円増加し、891億94百万円となり、自己資本比率は35.3%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ46億65百万円増加し、217億20百万円（前年同四半期比12.3%増）となりました。これはフリーキャッシュ・フロー（営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの）が84億34百万円の収入となったこと及び財務活動によるキャッシュ・フローが38億28百万円の支出となったことによるものであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、前年同四半期に比べ48億71百万円増加し221億42百万円（前年同四半期比28.2%増）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が125億95百万円、減価償却費89億44百万円の計上及び仕入債務の増加額67億47百万円があったものの、たな卸資産の増加63億74百万円及び法人税等の支払が57億7百万円あったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ49億2百万円減少し137億7百万円（前年同四半期比26.3%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出141億63百万円及び差入保証金の差入による支出14億19百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期に比べ87億5百万円増加し38億28百万円（前年同四半期は48億77百万円の収入）となりました。これは主に、短期借入金の純増額12億94百万円及び長期借入による収入が100億49百万円あったものの、長期借入金の返済126億82百万円及び配当金の支払16億15百万円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

・当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社株券等に対する大量買付行為に応じて当社株券等を売却するか否かの判断も、最終的には当該株券等を保有する株主の皆様による自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案又はこれに類する行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

・基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

(1) 企業価値の源泉

当社は創業時より企業理念を綱領として定めており、その全文は以下のとおりです。

「綱領

パローグループの全社員は実業人としての自覚を持ち、地域社会の繁栄と社会文化の向上に寄与せんことを期す。このために一人一人は「誠」をモットーとして業務に当たり、創造、先取り、挑戦の姿勢で目標を高く掲げ、強い団結の下に英知と努力をもって徹底的に力闘するものなり。」

この企業理念は創業者から現在の全ての役職員に受け継がれ、当社企業経営の礎となっております。当社は、経営戦略とは「勝ち続ける仕組みづくり」であると位置づけ、社会情勢、経済情勢、自社の状況等に最も相応しい戦略で経営を行っております。創業以来50余年、一貫して増収を続けており、永年に亘って増益基調の業績で推移しているのもこの企業理念の実現を目指した経営戦略の成果であると認識しております。従って当社企業集団の企業価値の源泉はこの企業理念であると言えます。

(2) 企業価値向上に資する取組み

上記の企業理念に基づき、当社は、新規出店による企業規模拡大、「製造小売業」への取組み、「現場力強化」の3点に注力し一層の企業価値向上を図っております。

中でも新規出店による企業規模拡大を最も重要な戦略として位置づけ、規模拡大のもたらす様々なマスマリットを追求するため、積極的な出店戦略を推進しております。その一方で、生産者や製造者、中間業者の機能を取り込む「製造小売業」への取組み強化による収益性の一層の向上、更には規模拡大や収益性向上を支えている営業店舗の接客力、販売力といった「現場力」の強化にも取り組んでおります。この「規模拡大」、「製造小売業」、「現場力強化」という3つの歯車をバランスよく巧みに組み合わせることにより、一層の企業価値を創造してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社のコーポレート・ガバナンスは、的確で迅速な意思決定、充実した経営監視体制、経営の透明性の3点を基本としております。

企業理念を熟知した取締役で構成される取締役会による迅速な意思決定に対して、社外監査役3名(いずれも独立役員)を含む監査役5名により監視するとともに、社長直下に専任者のみによる内部監査室を設け内部統制状況の監視を行う体制を整備しており、いずれも適切に機能しております。更に経営の透明性を図るため、広報IR専任者を置き社内情報の適切な開示を行っております。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することが必要と考えております。

当社は、上記の理由により、平成26年6月26日開催の当社第57期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）への更新について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社は、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入し（なお、平成21年5月13日付で株券電子化に伴う一部修正を行っております。）、同対応方針は平成23年6月24日開催の当社第54期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、有効期間を平成26年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとして更新されており（以下「旧プラン」といいます。）、本プランは、旧プランの有効期間の満了に伴い、所要の修正を加えたくて更新されたものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりです（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.valor.co.jp/>）で公表している平成26年5月9日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

（１）本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

（２）大量買付行為に対する対抗措置

大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、本プランにおいて定められた手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

（３）独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は3名以上5名以下の委員により構成され、公正で中立的な判断を可能とするため、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役、監査役、執行役員もしくは執行役員として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

（４）情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付者が出現した事実、大量買付者から情報を受領した事実、取締役会の判断の概要、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動又は不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

・本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- 1．買収防衛策に関する指針（経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）の要件等を完全に充足していること
- 2．企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を目的として更新されていること
- 3．株主意思を重視するものであること
- 4．独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視
- 5．対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
- 6．独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- 7．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,800,000
計	112,800,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	52,661,699	52,661,699	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成27年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日		52,661		11,916		12,670

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,167,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,429,600	514,296	-
単元未満株式	普通株式 64,299	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	52,661,699	-	-
総株主の議決権	-	514,296	-

【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社パロー	岐阜県恵那市大井 町180番地の1	1,167,800	-	1,167,800	2.21
計		1,167,800	-	1,167,800	2.21

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役	常務取締役S M商品統括 本部長	鈴木 一宏	平成26年7月1日
取締役水産部長兼E D L P事業部長	取締役E D L P事業部長	伊藤 正彦	平成26年7月1日

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号 以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,130	21,881
受取手形及び売掛金	6,304	2 6,624
商品及び製品	23,891	30,184
原材料及び貯蔵品	386	494
その他	10,955	7,899
貸倒引当金	650	12
流動資産合計	58,019	67,071
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	81,121	88,159
土地	35,550	36,342
その他(純額)	17,726	17,911
有形固定資産合計	134,399	142,412
無形固定資産		
のれん	379	293
その他	6,355	6,543
無形固定資産合計	6,735	6,837
投資その他の資産		
差入保証金	25,398	23,864
その他	11,139	11,090
貸倒引当金	560	477
投資その他の資産合計	35,977	34,478
固定資産合計	177,111	183,728
資産合計	235,131	250,799

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,425	40,202
短期借入金	34,744	34,926
未払法人税等	3,037	1,230
賞与引当金	2,026	797
引当金	706	748
資産除去債務	3	4
その他	12,216	² 18,822
流動負債合計	86,161	96,731
固定負債		
社債	7,042	7,000
長期借入金	37,123	35,602
引当金	881	917
退職給付に係る負債	2,597	2,607
負ののれん	41	10
資産除去債務	4,221	4,569
その他	14,112	14,164
固定負債合計	66,020	64,873
負債合計	152,181	161,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,676	12,685
利益剰余金	59,161	65,188
自己株式	1,500	1,467
株主資本合計	82,254	88,323
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	145	251
繰延ヘッジ損益	-	10
為替換算調整勘定	121	132
退職給付に係る調整累計額	126	113
その他の包括利益累計額合計	140	281
新株予約権	58	50
少数株主持分	495	539
純資産合計	82,949	89,194
負債純資産合計	235,131	250,799

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	328,022	344,140
売上原価	249,626	259,089
売上総利益	78,395	85,050
営業収入	12,208	12,426
営業総利益	90,604	97,476
販売費及び一般管理費	80,072	85,798
営業利益	10,531	11,678
営業外収益		
受取利息	121	179
受取配当金	29	31
持分法による投資利益	26	57
受取事務手数料	567	608
受取賃貸料	648	743
負ののれん償却額	31	31
その他	1,001	1,058
営業外収益合計	2,425	2,709
営業外費用		
支払利息	558	598
不動産賃貸原価	1,010	1,106
その他	43	111
営業外費用合計	1,611	1,815
経常利益	11,345	12,571
特別利益		
固定資産売却益	8	1
負ののれん発生益	43	116
債務保証損失引当金戻入額	43	-
その他	15	19
特別利益合計	110	137
特別損失		
固定資産売却損	0	1
固定資産除却損	141	64
減損損失	150	3
投資有価証券評価損	6	-
その他	150	44
特別損失合計	448	114
税金等調整前四半期純利益	11,007	12,595
法人税、住民税及び事業税	3,915	3,579
法人税等調整額	388	1,402
法人税等合計	4,304	4,982
少数株主損益調整前四半期純利益	6,703	7,613
少数株主利益	27	44
四半期純利益	6,676	7,568

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,703	7,613
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29	105
繰延ヘッジ損益	-	10
為替換算調整勘定	74	13
退職給付に係る調整額	-	12
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	104	116
四半期包括利益	6,807	7,729
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,779	7,709
少数株主に係る四半期包括利益	27	19

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	11,007	12,595
減価償却費	8,072	8,944
減損損失	150	3
のれん償却額	94	100
負ののれん発生益	43	116
貸倒引当金の増減額(は減少)	59	720
退職給付引当金の増減額(は減少)	150	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	186
受取利息及び受取配当金	150	210
支払利息	558	598
持分法による投資損益(は益)	26	57
固定資産除却損	141	64
売上債権の増減額(は増加)	891	288
たな卸資産の増減額(は増加)	5,055	6,374
仕入債務の増減額(は減少)	8,901	6,747
その他	1,411	6,892
小計	24,079	28,365
利息及び配当金の受取額	50	49
利息の支払額	516	565
法人税等の支払額	6,343	5,707
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,270	22,142
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,526	14,163
有形固定資産の売却による収入	12	4
無形固定資産の取得による支出	489	537
差入保証金の差入による支出	2,403	1,419
差入保証金の回収による収入	793	3,086
預り保証金の受入による収入	475	168
預り保証金の返還による支出	298	336
その他	174	509
投資活動によるキャッシュ・フロー	18,610	13,707
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	4,658	1,294
長期借入れによる収入	10,300	10,049
長期借入金の返済による支出	7,826	12,682
社債の償還による支出	85	85
配当金の支払額	1,504	1,615
その他	664	789
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,877	3,828
現金及び現金同等物に係る換算差額	37	59
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,574	4,665
現金及び現金同等物の期首残高	15,764	17,055
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 19,339	¹ 21,720

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	
連結の範囲の重要な変更	
第2四半期連結会計期間より、新たに株式を取得した東邦産業株式会社を連結の範囲に含めております。 また、平成26年7月1日付で、ともに当社の完全子会社である中部フーズ株式会社が株式会社北欧倶楽部を吸収合併したため、第2四半期連結会計期間より株式会社北欧倶楽部を連結の範囲から除外しております。	

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	
(会計方針の変更)	
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。 この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が159百万円減少し、利益剰余金が106百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 保証債務

当社がテナント入店している下記の建物所有者の福井県からの中小企業高度化資金借入金及び金融機関からの借入に対し、連帯保証を行っております。なお、当該連帯保証は複数の保証人の総額で表示しております。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)	
福井西部商業開発協同組合 (連帯保証人16名)	527百万円	福井西部商業開発協同組合 (連帯保証人16名)	527百万円
協同組合松岡ショッピングセンター (連帯保証人5名)	78百万円	協同組合松岡ショッピングセンター (連帯保証人5名)	78百万円
織田ショッピングセンター株式会社 (連帯保証人11名)	29百万円	織田ショッピングセンター株式会社 (連帯保証人11名)	27百万円
計	635百万円	計	633百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 百万円	0百万円
流動負債その他(設備支払手形)	- 百万円	176百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	19,390百万円	21,881百万円
預け入れる期間が3カ月を超える定期預金等	51百万円	161百万円
現金及び現金同等物	19,339百万円	21,720百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年2月4日 取締役会決議	普通株式	772	15	平成25年3月31日	平成25年6月12日	利益剰余金
平成25年11月5日 取締役会決議	普通株式	772	15	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月9日 取締役会決議	普通株式	823	16	平成26年3月31日	平成26年6月11日	利益剰余金
平成26年11月5日 取締役会決議	普通株式	823	16	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	スーパー マーケット(SM) 事業	ホームセ ンター(H C)事業	ドラッグ ストア事 業	スポーツ クラブ事 業	流通関連 事業	計		
営業収益								
外部顧客への営業収益	235,226	34,825	54,113	6,695	5,395	336,256	3,974	340,230
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	2,200	68	10	1	19,130	21,412	355	21,768
計	237,426	34,894	54,124	6,697	24,525	357,668	4,330	361,998
セグメント利益	6,230	1,845	1,409	279	2,338	12,102	302	12,405

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業及び保険代理店等であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	12,102
「その他」の区分の利益	302
セグメント間取引消去	457
全社費用(注)	2,331
四半期連結損益計算書の営業利益	10,531

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

1 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	スーパー マーケット(SM) 事業	ホームセ ンター(H C)事業	ドラッグ ストア事 業	スポーツ クラブ事 業	流通関連 事業	計		
営業収益								
外部顧客への営業収益	243,703	35,939	60,088	6,940	5,931	352,603	3,963	356,566
セグメント間の内部営業 収益又は振替高	2,421	190	19	2	21,943	24,575	267	24,842
計	246,124	36,129	60,108	6,942	27,874	377,179	4,230	381,409
セグメント利益	7,740	1,883	1,224	316	2,589	13,754	332	14,086

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットショップの営業、衣料品等の販売業及び保険代理店等であります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利 益	金 額
報告セグメント計	13,754
「その他」の区分の利益	332
セグメント間取引消去	511
全社費用(注)	2,920
四半期連結損益計算書の営業利益	11,678

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 報告セグメントの変更に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より退職給付債務及び勤務費用の計算方針を変更したことに伴い、事業セグメントの退職給付債務及び勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益への影響は軽微であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれんの発生益)

「スーパーマーケット(SM)事業」セグメントにおいて、東邦産業株式会社を新たに連結子会社といたしました。これに伴い、当第3四半期連結累計期間において、114百万円の負ののれん発生益を計上しております。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	129.65円	146.97円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	6,676	7,568
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	6,676	7,568
普通株式の期中平均株式数(千株)	51,489	51,493
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	129.54円	146.89円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	45	27
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成26年11月5日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	823百万円
1株当たりの金額	16円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月10日

株式会社パロー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	眞	吾	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉	持	直	樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パローの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パロー及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。